

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案参照条文

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律（平成十六年五月二十六日法律第五十五号）

（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両法第三十六条の二の改正規定、同法第六章の次に一章を加える改正規定及び同法第百条第一項の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。